農家の皆さんへ

令和元年台風19号による農地等災害復旧について

令和元年11月

小野町

　令和元年10月12日から13日にかけて当町に最接近し、大雨をもたらした台風19号による農地災害については、次のとおり農家の皆さんを応援しますのでご相談、またはお申し込みください。

　なお、農道・水路の復旧については、行政区長より申し込みいただき実施します。

|  |
| --- |
| **第１　農地災害復旧工事** |

（１）対象者

町内に所有する農地（田、畑、採草放牧地に限ります。）が崩落した、土砂が流入したなどの被害を受けた方

（２）対象工事

復旧工事の程度は、原形復旧とし、町が選定する最安価の工法で13万円以上となる工事

（３）所有者の分担金

分担金は、工事経費から国庫補助金相当額を差引いた金額の2分の1（100円未満の端数は切捨てます）。現在の見込みでは分担金は工事費の1割未満となる見込みです。

（４）申込みと事業の流れ

ア　事業の実施を希望する方は、町に「農地等災害復旧工事実施申込書」を提出します。極力被災の程度が分かる写真をご持参ください。

イ　受付後、現場で申込者立会いのもと工法などの打ち合わせをします。条件を承諾する場合は「農地等災害復旧工事実施承諾書」を提出します。

ウ　工事完了後、分担金を納付します。

|  |
| --- |
| **第2　復旧資材の無償提供** |

災害規模が比較的小さい、復旧工事費が13万円に満たないなどの理由により、自力で復旧を行う農家の方に対しては、次のとおり必要最小限の資材を無償で提供します。

（１）提供する資材等

土、砂利、木杭、板、土のう袋

（２）申し込みの方法

ア　必要資材の数量を記載した資材提供要望書を町に提出してください。

イ　町は、行政区内の要望資材を月に２回程度まとめて配達しますので、各自資材をお受け取りください。場所は、行政区長の指示する場所としますので、行政区長又は下記の役場窓口にお問い合わせください。

|  |
| --- |
| **第3　重機等機械借り上げ料金の助成** |

　災害規模が比較的小さいなどの理由により、自力で復旧を行う農家の方に対しては、次のとおり重機等機械借り上げ料金に対して助成を行います。

（１）助成対象重機等機械

バックホウ、ローダーなど農地を原形に復旧するため要する土木作業用機械。

（２）申し込みの方法

ア　助成を受けたい方は、町に重機借り上げ料助成要望書を提出してください。

イ　町が要望を適当と認めたときは、希望者に借用方法について連絡をしますので、その後借用してください。

※この事業では、当該重機等の正当な貸し借り代金のみを助成するものとし、オペレーターへの作業賃の助成は行いません。また、運搬・作業中の事故、重機等破損に関する賠償などに何ら責任を負わないので安全に留意して作業に当たってください。

|  |
| --- |
| **第4　その他** |

１　第１から第３の要望書用紙は、役場または行政区長及び集落農政推進協議会長のところに準備してあります。

２　災害箇所が多数あることから、復旧業者の手配、資材調達の関係で時間をいただくことが想定されます。どうかご了承ください。

３　農業用施設（パイプハウス等）、農業用機械が被災した方に対しては、後日改めて支援方法をお示しする予定です。被災状況の写真をご準備ください。

４　水没した稲わらの処分についても支援する予定です。後日方法をお知らせします。

５　第１から第３までの要望の締め切りは、令和2年2月28日（金）とします。

【お問い合わせ】

総合相談は… 産業振興課（役場1階）　７２－６９３８

工事については… 地域整備課（役場2階）　７２－６９３６